

奄美群島振興開発特別措置法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 主務大臣の立入検査の権限のうち奄美群島振興開発基金の業務に係る損失の危険の管理に係るものは、内閣総理大臣に委任するものとする。ただし、主務大臣は、当該委任した権限を自ら行うことを妨げないものとする。 (第二十四条関係)

第二 内閣総理大臣から金融庁長官に委任された権限は、九州財務局長に委任するものとする。ただし、金融庁長官は、当該委任した権限を自ら行うことを妨げないものとする。 (第二十五条関係)

第三 鹿児島県が処理する事務から、内閣総理大臣に委任された権限に属する事務を除くものとする。 (第二十六条関係)

第四 この政令は、平成二十七年十月一日から施行するものとする。 (附則関係)